

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年2月13日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 片 山 隆 夫（さいたま地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 寺 尾 亮（さいたま地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 白 川 哲 也（さいたま地方検察庁公判部検察官）

弁護士 木 村 壮（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

ただいまから、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。この会の趣旨は、裁判員制度実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されておりますけれども、法曹三者の立ち会いの下、できるだけ多くの裁判員経験者の方から意見や感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用の参考にさせていただくというものであります。本日は、7名の裁判員経験者に参加していただきました。御協力いただきまして、誠にありがとうございます。この7名の方々は、昨年9月から12月までに判決を言い渡しました事件に、裁判員として関与された方であります。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず、自己紹介を順番にお願いしたいと思います。それでは、まず寺尾裁判官。

寺尾裁判官

さいたま地方裁判所第3刑事部に所属しております裁判官の寺尾と申します。私は、平成22年の4月に埼玉に赴任しまして、これまでに40件くらいの裁判員裁判に携わってまいりました。本日は、皆さんから率直な御意見をいろいろ頂戴しまして、今後の裁判員裁判の運営に役立てたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

では、続きまして木村弁護士、お願ひいたします。

木村弁護士

弁護士の木村です。私は、裁判員裁判は実際はやっておりませんが、これが発足する直前に法曹三者で模擬裁判をやったときの弁護団長をやって、その後もいろいろ委員会活動等で、裁判員裁判の制度あるいは運用について種々議論してきたところであります。非常に裁判員制度に対する関心を持っておりますので、今日是非皆さんの御意見等を承って、今後の参考にしたいというふうに思っております。

司会者

それでは、白川検察官、お願ひします。

白川検察官

さいたま地検の検事の白川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私、特に裁判員裁判を担当させていただいておりまして、今回、こういうふうな場に参加させていただきまして、どうもありがとうございます。私どもなりに、分かりやすい裁判員裁判のやり方というのを工夫しているつもりではございますけれども、なかなか自分のところでは気が付かないという部分がございますので、是非とも忌憚のない意見を頂戴できれば、それを今後に生かしていきたいというふうに考えておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

司会者

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきますさいたま地裁第3刑事部の片山でございます。昨年11月に当裁判所に参りました。この2か月で4件の裁判員裁判に携わりました。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速意見交換に入りたいと思います。まず最初の話題は、裁判員を経験しての全般的な感想を伺いたいと思います。その1つ目として、裁判員に選ばれたときと、実際に裁判員の職務を全うしたときとでは、御自身の気持ちに違いはあったのでしょうか、この点についてお伺いしたいと思います。まず、裁判員経験者1番の方、担当された事件は、量販店で万引きした被告人が、その犯行を目撃して被告人を追跡してきた店長に対して、自分が運転する自動車の前に立ち塞がっていたにもかかわらず、逮捕を免れるため、自動車を発進させて店長に傷害を負わせたと、こういう事件でしたよね。1番の方は、御感想としてはいかがだったんでしょうか。選ばれたときと、職務を全うしたときとの違いについてお話しitただければありがたいです。お願ひします。

1番

選ばれたときは、やはり何をしていいのかが分からぬですから、緊張しました。

それで、自分で大丈夫なのかしらと思いました。裁判に何回か出ましたら、だんだん自分の意見でいいんだというふうに思いました、回数を重ねるたびに、何か充実感ではないですけども、一つずつが達成感のような、だんだん積み重なってくるような気持ちはしたんです。最終的には、そんなに負担もなく、何かさわやかというのはおかしいですけども、自分なりには一生懸命やれたかなとか、そのようなことですごく重苦しいことは感じませんでした。今もそれは感じていないです。ですから、やっぱり回数を重ねるたびに、だんだんそういうふうに思えたということだと思います。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。続きまして、裁判員経験者2番の方は、被告人が深夜道路を通行中の女性に対し、突き飛ばして転倒させ、ショルダーバッグの肩ひもをつかんで引っ張って、その女性を引きずるなどして財布を強奪するとともに、その女性に傷害を負わせたと、こういう事件であったと。それでよろしいですよね。

2番

はい、結構です。

司会者

では、その事件、選ばれたときと職務を全うされたときとの感じ方の違い、御感想を言っていただければありがとうございます。お願いします。

2番

一番最初に裁判員の候補に選ばれた段階で、ああ、一遍経験できるなと、漠然としたそういうふうな気持ちがありました。裁判員の選定の場面まで、何をやるかということは具体的に分からぬわけ、そのときに強盗致傷ですか、こういう案件をやるんだなと。かねがね今までの人生経験の中で、裁判はこうあってほしいなと思っている一つのレベルがあるわけです。それが強盗致傷の場合、こういうふうに運ばれるんだなというのを眺めていて、一番最初にこうあってほしいという気持ちと、それから一番最後に、評議を終えて判決があって、それに携わってみて、これ

でいいんじゃないかなと。多分、私たちの職業柄、あちこちのことを見聞きしていて、その国の民度というのは、司法制度を見りや大体分かるというふうに思っておりました。で、裁判員制度になった日本の裁判が、このレベルならいいなと、いけるんじゃないかなと、定着してほしいなと、いいほうへ行ってほしいな、これが率直な感想です。その中で、いろいろ気持ちは揺れました。こういうふうにいってこういうふうになるのかとか、そういうふうな部分についてはあったんですけども、最終の感想で言うと、今のような、自分の望んでいるようなレベルのものであったなという思いが、率直な感想です。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方がおっしゃっていた、人生経験を背景にして裁判はこうであってほしいというものを、もうちょっとおっしゃっていただけますか。どういうようなイメージだったのかということを、おっしゃって・・・。

2番

若い時分に、12人の怒れる何とかっていうのありましたね、ヘンリー・フォンダの。あれを見ていて、一つのカルチャーショックみたいなものがあったんです。私、大学、法学部です、法律です。こういうふうにアメリカの陪審員制度というの、えらい厳しいものだなというふうに思っておりました。長い間、裁判というのは公平にちゃんと行われているという感想を持っていたんですけども、日本が裁判員制度になったときに、待てよ、陪審員制度とどういう関わり合いがあるんだ、どんなふうになるんだろうと、非常に興味を持っておりました。定着するまでには、いろんな問題が起きないかなと思いながら、ずっと眺めておりました。ですから、長い間の懸念というのは、一つの一番若い時分の経験で、国がこっちのほうへ動いたやまずいなとか、詳しくは私知りませんけども、アメリカの陪審員制度というのは、有罪、無罪の部分だけですよね。全員が一致しなきゃいけないわけですよね。多分そうだと思うんです、あれでいくと。そうすると、日本の裁判員制度というのは、どんなふうに運ばれるんだろうと。実際、6人のうちの1人に選ばれて、もち

ろんあと2人いらっしゃいますよね、補充の方が。それと裁判官が3人いて、弁護士がいて、検察官がいてという流れの中で、量刑まで入るというのはどうなんだろうなというふうなことですね。そういう意味で、自分がこうあってほしいと思うレベルで裁判が行われたような気がすると。たった1回だけの経験ですので、それ以上のこととは申し上げられませんけど。

司会者

ありがとうございました。では、続きまして、裁判員経験者の3番、4番、5番の方々は、いずれも同じ事件を担当されております。この事件は、被告人が夜間道路において、女子中学生に対し、顔を殴るなどし、脅迫をして強姦するとともに、その女性に傷害を負わせたと、こういう事件であったと思いますが、よろしいですか。まず、この事件について、選ばれたときと、職務を全うされたときとの違いあるいは御感想について、3番の方はいかがだったでしょうか、お願ひいたします。

3番

私は、年齢的に70歳ちょうど半ばなものですから、70歳以上は一応辞退してもよろしいですよと、一番最初に出ていましたものですから。しかし、私も長い人生経験から、何とかこれを、もし選ばれたらやってみたいなということを、まず考えて出て参りました。まず、裁判員に選ばれたとき、素人でも裁判ができるというか、行えるだろうかという不安、それと、判決で被告人の運命を定めるような責任がすごく重く感じると、それ2つ目。それから、一番感じましたのは、裁判官と対等な立場でといいますか、意見を発表できるかどうか、自分にそれがちょっと自信ないなという、その3つのことで考えてまいりました。それで、終わったときの感想としましては、私も個人的に3人の娘がおるものですから、ちょうどこの事件で、いろんな面で何といいますか、すごく憎しみといいますか、これが直接に伝わってまいりまして、それも一つスタートなんですけども、まず被告人が判決で決められた刑期を、模範囚として務めることができるよう、まず祈りました。それともう一つ、刑期を終えて社会に復帰したときに、周囲の人々が温かく迎えてくれて、再

度罪を重ねないように、こう願うばかりでございました。それと、いつも自分の娘のことを頭に置きながら、裁判所に来ていたような気もいたします。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、続けて4番の方はいかがだったでしょうか。選ばれたときと、職務を全うされたときとで、御感想というかお気持ち、違いがあつたかどうかという質問です。

4番

最初、裁判員に選ばれましたと通知が来たときには、はっきり言ってびっくりしました。恐らく埼玉の人口がこれだけあって、なぜ私に来るのかと。私自身が選ばれて、果たしてこれができるのかどうか、大分悩みました。でも、女房から、どうせだったらやってみたらと、死ぬ前に1回やってみたほうがいいんじゃないかと、そう言われまして、だったら、どういう裁判になるのか分からぬけども、やろうと。ただ、その前には随分悩みました。人を裁くということは、やっぱり自分の意思がしっかりしていないと、それはできないことであって、あやふやな気持ちで、それに参加するということはできないという考えがありました。なおのこと、裁判の中身というのは丸っきり素人なわけです、私にとっては。そういう場面にも出くわしたこともないし、参加したこともないわけです。冒頭こちらに来たときに、短時間のうちに時間的に追われて行った、その日に裁判が始まったという、何と慌ただしい裁判なんだろうって、内心ではそう思いました。だけど、いざ裁判官の脇に座ったときに、実感として湧いてきたのは、正直に自分の気持ちを、被害者の方とか加害者の方にどう訴えていったらいいのかという、そういう考え方をしました。あつという間に3日間が終わって、ただその中身が余りにも早過ぎたので、終わった段階では、ほっとしたというほうが多かったんです。言葉で、これでよかったですと、そういう言葉遣いは余りしたくないので、自分の信念で参加した裁判員裁判なので、自信を持って、それはこの先も私自身が受けとめていきたいと思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、続きまして5番の方、お願ひいたします。

5番

全うしたときとで違いはありましたかと問われると、違いはありましたと答えて終わりですけれども、4番さん、今言われたように、非常に戸惑った経緯があったような御発言がありましたけど、私も学生時代は一応法学部を出ていましたし、民法を勉強して、労働法を勉強してという。でも、訴訟とか裁判とかというほうは勉強しなかったですから、自分がその裁判の場に立つということを任命されるとは、とても思っていなかつたし、最高裁から仰々しいはがきが、連絡が来たときは、何の悪いことをしたかなという、悪いことというイメージがぽんと浮かびましたけど、どうやって断ろうかというのが、まず第一発目の発想でした。それで、いいや、放つておけや、何とかなるなと思って1年たつたら、今度は浦和地裁から、いよいよ任命書というのが来ました。任命かよと思いながら、しょうがないな、何とかして断ろうと思っていろいろアンケートをひっくり返し、ひっくり返し、断る理由を探そうとしましたが、適当な断る理由も見つからず、しゃあないな、行こうかという感じでぶらぶらとやってきたのが、偽らざるスタイルです。背中をわずかに押していたのは、学生時代に法律関係のゼミにいましたので、その連中が、裁判員制度が発足するときに、一度やったほうがいいよ。もし選ばれたら、一度やったほうがいいよと言ってくれたのが、10人のゼミ生の中でもわずか2人しかいない女性、しかも、その後弁護士になった連中でして、弁護士会の会長もやったような人たちだけ、背中を押したのは、ずっとイメージに残っています。しょうがない、行くかと思いながらも、背中を押されたな、じゃあやってみようかなという気持ちでここへきました。そうしたら、30人ばかり、大勢集まって、こんなにたくさんいるのかと思っているうちに、この中から8名を抽せんで決めます。どないやって決めるんだろうなと思いました。その段階になりますと、8名の中に入ってほしいなと思うようになっていました。せっかくここまで来たのに、すごすご帰るのもしや

くだなというのと、ゼミの同級生たちが、一度経験した方がいいよ、こういう制度は、なんていうことがありましたので、やろうということで、8名に選ばれた結果、それに参加して終わったわけなんですが、終わった後の気持ちと前の気持ちと、確かに本当に、裁判員制度は日本にはまだ早いんじゃないかという、なまじっかな青臭い考えを持っていまして、それで2番さんが言われましたけど、12人の怒れる男たちという映画を、若いときでしたけど、見ました。確かに非常にすぐれた番組で、今でも見たいなと思う番組ですけど、番組じゃなくて、映画でしたけど、ギルティ、オア、ノットギルティ、こう陪審員たちがはっきり物を言って結論づけていく、すばらしい世界があるんだな。でも、日本にはあれほどちゃんと物が言える人間はまだいないし、そういう制度もないしななんて、じくじく、じくじく考えておったのが、これが裁判員裁判制度かと思うようになってきた面もありまして、大分気持ちがすっきり、迷わなくてもいいなという気持ちになってきたのが現状です。

以上です。

司会者

では、続きまして6番の方と7番の方も、同じ事件を担当されています。事件の内容は、スーパーマーケットで万引きした被告人が、被告人の逃走を阻止しようとした店の従業員に対して、自分が運転する自動車の前に立ち塞がっていたにもかかわらず、逮捕を免れるため自動車を発進させて、その従業員に傷害を負わせたと、こういう事件であったと思います。では、選ばれたときとやり終えた後の気持ちの違い等がありましたらお願ひいたします。6番の方、お願ひします。

6番

選ばれたときは、まずどんな犯罪の内容であれ、人の人生、この先本当のかけらの部分だと思うんですけども、人の一生のうちの部分を決めてしまうということに参加するという、すごく重大な任務を自分が任せられるということで、とても、皆さんほかの方もおっしゃっていたんですけど、私にできるかなとか、やり遂げられるかなという、すごく心配が強かったです。一番最後に職務を終えた時点だと、そ

の心配が全くなくなっていて、要するに日常生活で自分で感じることとか起こり得ることを、人としてどうあるべきかということの判断力が、今以上に身についていたなということが、まず自分自身すごく感じたことと、あと評議の内容の時点で、たまたま知り合った方、ほかの裁判員の方たちと評議をしている中で、1つの内容でも、自分自身だと自分の考え方しかないんですけども、ほかの方と評議をしていくと、いろいろな物の捉え方とか考え方があるんだなという、そういうことを感じて、とても自分自身勉強になったなということが率直な意見です。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願ひいたします。

7番

私は、裁判員に選ばれたときは、これは実にいい経験だなと思いまして、やってみたいと。当たったとき、ラッキーという気持ちでした。それから、実際に裁判員という職務を全うしたときは、実際裁判に入ってみて、やはり人を裁くというのは、非常に責務が重いなという感じがしました。やはり遠山の金さんは難しいなというのを率直に感じました。そして、終わった後なんんですけども、1番の方も述べていたように、非常に充実感がありまして；いろんな人の意見を聞いて、最後に作り上げた判決ですので、非常に充実した3日間を過ごせて、大変感謝しております。以上です。

司会者

皆様、ありがとうございました。では、続きまして、やはり同じく全般的な感想なのですけれども、この裁判員を経験したことによって、刑事裁判とか裁判員裁判についての見方は変わったでしょうか。先ほどの中には、それに触れられた方もいらっしゃったかと思いますけれども、これまでの刑事裁判とか裁判員裁判へのイメージが変わったかどうか、その点をちょっとおっしゃっていただければありがたいと思います。まず、1番の方、いかがでしょうか。

1番

変わったか変わらないかというと、変わったと思うんです。それは、テレビのニュースとかでしか見ることはないんですけども、その事件とか、やはりこの裁判のニュースが流れますと、何かしていても、一瞬うつというふうにはなりますね。ですから、そういう意味では変わったと思うんです。あと、いつもそのとき思うのは、ああいうふうに法廷でやって、その裏の扉を開けて皆さんで、そういうことを自分がやったことが何度も思い浮かぶんです。それで、皆さん判決に対しては真剣に考えているので、そういうのもすごく他人事じやないみたいな、そういう見方をできるようになりました。ですから、そういう点では、かなり自分の人生にとってもいいチャンスだったと思うのです。それは、何度も言いますけども；充実していたので、私自身がですね、ですから、すごくいろんな見方は変わりました。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方。2番の方は、理想とされているところに一致したというようなお話がさっきありましたけど、何か付け加えて見方が変わったかどうかということについて、おっしゃりたいことがあればお願いいいたします。

2番

誤解のないように最初に言っておきますけど、私が参加した裁判が理想的であつたという意味ではありません。裁判員制度がこういう方向へ進んでくれたらいいなという意味において、このレベルならという表現をしたんで、そのレベルという言い方も、本当に不遜な言い方のところはあると思いますが、これは8人いるわけですから、8人のレベル、考え方がどんなふうに展開するのかなという心配、特に私が思ったのは、若い方が多かったんです、裁判員で。でも、しっかりしているなというふうな感じを持ちましたんで。裁判が進行して終わった段階で、その部分の積み重ねというか、キャリア、経験ができたわけですよ。その経験で言うと、先ほどどなたかちょっとおっしゃったけど、どこかで同じような裁判員で、こういう判

決がおりました、やっぱり、どうしても量刑のほうに興味が湧くわけです。ちょっと重いかな、これ軽過ぎるんじゃないかなというような、自分が経験した部分に照らし合わせて考えるようになりました。ですから、私たちが参加したものが、非常に理想的であってくれればいいと思うんですけども、どうでしょうか、これから先もっとすごい裁判員裁判が起きたとき、すごいというか、何十日もかかるって、右になるか左になるかで大変なことになるというふうなことがあったときに、裁判員制度が耐えられるのかなみたいなことも、ちょっと感じた。それは、深まっていくことによって、深化していくことによって、解決できる問題だなという思いはありますけども、まだちょっとそんなふうなことが、時々テレビ、新聞、その他で出てくる他の裁判を見たときに、ふっと考えるようになったというのが率直なところだと思います。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方はどうでしょうか。やり終えた後、見方が変わったかどうかということでおっしゃっていただければありがとうございます。

3番

一番最初に、私、裁判長にちょっとお聞きしたことがあったんです。それは、私が人を裁くことがちょっと自信がありませんし、まだできないんじゃないでしょうか。私、確か番号がついていましたけど、何番さん、人を裁くのではありません、罪を裁いてくださいと。いつでもこの気持ちを持っていれば、もっと楽になりますよということを、まず裁判長に言わされました。裁判員というのは、1人だけで裁くのではなくて、他の裁判員の方や裁判官の方々と一緒にになって、チームになってやるのだよ。結論を見つけるのだと。だから、気楽に、堅苦しくならないように、そうしてください。そう言われて、それから私も自分でほつとして、そんなんだなということを自分に言い聞かせながらやってまいりました。また、裁判官と、国民から選ばれた裁判員ですので、それぞれの知識、経験、これを生かして一緒にする裁判。今までの裁判の中で、一般市民の感覚からややかけ離れた感性といいますか、

それが私たちの一般的市民の思うことと、かけ離れている部分と言つたらいいでしょうか、そういうことがあったと思うこともございました、一般市民から。私たちが参加する意味は、その辺にあるのかなということを、私は感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方、いかがでしょうか。

4番

裁判員に選ばれて、刑事裁判と裁判員裁判というのはどう違うのか、私ちょっと見方が分からぬと言えば、勉強不足なのかもしれませんけれども、人を裁くということはどういうことなのか。それは罪を裁くのであって、人を裁くのではないと、裁判官がおっしゃってくれたので。ただ、どうしても人間としては、罪を見る前に人間、人物を見てしまうわけです。だから、それが今までそうだったのかという、私自身もやっぱり持っていましたので、テレビなんかで犯罪者を見るときに、どうしても犯した罪じゃなくて、人物を裁いてしまうという、そういう印象は、裁判員に選ばれて、その後に裁判を行ったときに、考え方方がやっぱり変わってきたということはありました。この先も、またそういう場面に私が参加することがあれば、1回目の裁判とはまた違った見方ができるのではないかなど、そう考えております。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方、お願ひします。

5番

じつと考えると、ちょっとこれは難しい。裁判員裁判に参加したことによって、何が変わったかな。参加する前は、裁判をもちろん他人事のように、ああいう事件があつて、ああいう刑がおりて、氣の毒だな。あんな若い人が、これから何年も牢獄へ入るのかという、いわばやじ馬じやないけど、他人事で感じておつたのが、この裁判員裁判を経験することによって、ああやつて人の刑を決めていくのかと。みんなで決めたから、自分が肩に荷物をしよつて、これから人の罪を決めたんだ

ということを痛切に感じなくとも、みんなで決めたんだから、みんなで楽になろうよというふうなずるい気持ちもあつたりしますけども、言ってみれば、ずっと考えしていくと、今までよくあった冤罪というのが、絶対なくなつてほしいなというのを切実に感じられるようになりました。裁判員裁判の狙いは、それを防ぐことも一つあつたんじゃないかなと思いますけども、冤罪はここのところ何件か言われていて、問題化されていますけど、裁判員裁判を経験したことによって、ますます、言ってみれば裁判員に選ばれた我々の義務でもあるのか、そういうことを考えていくと、やっぱりきちんと。全くの素人で、ぽんとそういう裁判に臨むわけですから、前例がどうだとか、判例がどうだとか、どういう形で、方法的にどういう、詳しくは何も知らないまま裁判に参加するわけですから、落ち度がないとは言えないでしょうけど、何とかそういうことは防げるような裁判員裁判であつてほしいなと思うような状態になってきたところが、変化と言えば変化です。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願ひいたします。

6番

今まで、テレビや新聞でしか見たり聞いたりというのがなかったので、畠違いというか、別世界のことだなということで、全く知識もなく、余りよく分からなかつたということが本当なんですけれども、参加したことによって、もちろん事件が起きたわけで、善悪はきっちとベースで決めなければいけないんですけども、でも善悪はもちろんなんだけれども、携わっている、私は1件しか携わっていないんですけども、その中にいたメンバーの中で私が本当に感じたことは、全ての人が、被害者とか被告人とかも全く関係なくて、一人の人間として物事を見て、一生懸命その人にとって、いい、悪いということはないと思うんですけども、でもその人のことを本当に親身になって考えてくれているのだなということを、すごく感動したというか、ここまで被告人の人にも教えてあげたいぐらいに、あなたのことをみんな考えてあげているんですよというような形で、私も一緒にになって評議に参加して、い

い経験をしたかなという形で思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願ひいたします。

7番

裁判では、非常に細かいところまで見て判決を下しているのが、よく分かりました。それと、裁判員裁判については、予定が合えば、多くの人が、一人でも多く参加してもらったほうがいい制度だなというふうに感じました。あとは、裁判員裁判の場合は、結構普通の一般の人が判決を下しますので、情が多く含まれた判決になりやすいのかなという感想を持ちました。あと、新聞記事を、今まで裁判員裁判の裁判員になる前は見なかつたんですけども、やはり終わった後は、意外と裁判員裁判の判決には注目するようになりました。以上です。

司会者

皆様、ありがとうございました。それでは、次に、実際に裁判員裁判の法廷、すなわち公判と言われるものですが、公判に入って、検察官あるいは弁護人の活動を御覧になったわけです。そのときの説明とか尋問あるいは意見について、分かりやすかったでしょうか。裁判員裁判というのは、目で見て、耳で聞いて、分かりやすい審理というものをキャッチフレーズにしているわけです。皆様から見て、それぞれの当事者の活動はいかがだったのか、それについて率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。今回は、検察官と弁護人とで分けてみたいと思います。まず、検察官の活動についての皆様の感想をおっしゃっていただきたいと思います。この検察官の活動といいますのは、大体は最初に冒頭陳述というものがあります、プレゼンテーションみたいなもの。それから、その次に採用された証拠書類の取調べ、例えば写真あるいは供述調書の朗読というものがあり、あるいは証人や被告人に対する質問、そして最後に論告求刑というものがあったと思います。全部について触れる必要は全くないのです。皆様から見て、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、そういうことを御自身の担当された事件についておっ

しゃっていただければありがたいと思います。それでは、今度、7番の方からお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

7番

まず、検察官のほうということですので、非常にプレゼン資料がうまくて、非常に分かりやすかったです。それと、話し方も非常にうまくて、この人、悪い人だぜという印象づけるのが非常にうまかったというのが率直な意見でございます。ただ、全体的に非常に分かりやすく、説明が非常によかったです。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願ひいたします。

6番

私も7番の方と同じ案件をやったんですけども、本当に丸々同じ意見で、つけ加えることも何もないというぐらいなんんですけども、本当に分かりやすくて、余計なものもなく、裁判員の方をベースにいろいろ説明をしてくださっているんじゃないかなというぐらいに、本当に分かりやすく、私たちも評議に入りやすかったです。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、続けて5番の方、いかがでしょうか。

5番

2人と案件が違うんですね、私の案件の検察官は。だから私の感想は、思い出すしかないんですが、やはり検察官というのは、こういう冷静で、クールで、淡々と事実を被告人の前で述べるんだなと。そこには、被告人を更生させようとか、余りそういうことを考えなくて、淡々と冷静に、クールに、言ってみれば冷たくしゃべっておるのが検察官だなと、そういうイメージを持ちました。

司会者

5番の方、説明についてですけど、検察官の説明自体が分かりやすかったか。法廷で聞いていて分かりやすかったか、分かりにくかったか。それとも、クールだと

いうことは、淡々と・・・。

5番

それは、分かりやすさは分かりやすいですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いいいたします。

4番

検察官の方の最初の質問については、ポイント、ポイントだけを話すような状態もあったので、ポイントだけじゃなくて、中身を私たちは何も知らないわけですから、もっと詳しくその内容を説明してくれれば、もっとこういう裁判員にも参加できるだろうと。なおかつ、弁護人の方ですけども、確かにその方を守るのが仕事であって、ただ罪を軽くすると、温情をお願いしますと、やっぱりそれはもうちょっと考えてほしいと。別に罪を重くするという考えでは、私、決してありません。ただ、立ち会った弁護人の方も、その辺の理解を、もうちょっと中身を煮詰めた話をしてほしいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。今は、検察官のほうの活動に絞ってお話をいただきたいと思います。では、3番の方、お願いいいたします。

3番

この検察官の方は、時間も十分にとって、事細かく、よく我々裁判員にもわかりやすいような説明をしていただいたと思います。以上です。

司会者

ちょっとお伺いしたいのは、3番の方が、時間を十分とって分かりやすい説明をしていたというのは、最初の冒頭陳述のことを指しているのですか。

3番

そうです。

司会者

論告はどうだったんですか。最後の論告求刑の話し振りとか説明はどうだったですか。

3番

これは冷静な対応で、よく私たちも分かりました。

司会者

4番の方にちょっと戻りますが、検察官がポイント、ポイントを話すような状態だったので、もっと詳しく説明してくれればよかったですというご趣旨だったと思うんですが、これはやはり起訴状を朗読して、罪状認否の後の冒頭陳述でのことを指しておっしゃっていますか。どこを指しておっしゃっているのですか。

4番

陳述書を読み上げるとき、ちょっとテンポが早過ぎたので、私にはポイント、ポイントというよりも理解できなかったと、そういう考えです。

司会者

今、陳述書とおっしゃいましたか。

4番

はい。

司会者

それは、供述書のことですか。

4番

供述書です。失礼しました。

司会者

供述調書は、多分そのまま読み上げるんだろうと思うんですが、それがちょっと早過ぎたという意味でしょうか。

4番

そうですね。

司会者

では、2番の方、御自身が担当された事件についての検察官の活動はいかがだったでしょうか。

2番

検察官の方は、しゃべり方が非常によかったです。分かりやすく表現するというか、普通検察官というのは、僕らは友人もいるんですけど、理屈っぽいのがいるんですけども、そうじゃなしに、丁寧で優しい言葉で、トーンが非常にゆったりしていて、これは分かりいいなと私は思いました。その結果、証拠のところなんかでも、優しいんです、聞いていて。そうすると、検察官ってこんなに優しくていいんだろうかと。もっと厳しくびしっといぐのかなと思ったら、そうじゃなかつたんで、ちょっと意外だった。これでいいんだなというふうに思いました。私のイメージにある検察官とはちょっと違った、いい部分をお持ちだなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。2番の方にちょっとお尋ねしたいのは、2番の方の事件は；被害者の女性の方が証人として法廷に出て、証人尋問を受けたのだと思います。

2番

はい、そうです。

司会者

そのときの被害者の方の主尋問、最初聞いたのは検察官だったと思いますが、その尋問の仕方について、何か印象に残っていることはございましたか。

2番

尋問の仕方は、それほど誘導的に感じなかったです。ちょっとこの言い方よくないのかな。事前に打ち合わせして、こういうふうに言うから、こういうふうに言えというふうな、そういう打合せじゃなしに、淡々と事実関係を列記していたような感じを受けました。実際、私、今おっしゃった部分で、被害者がその場へ出てくるというものは初めての経験なんです。それで、それがどんなふうに運ばれるのかとい

うのは、非常に興味ありました。うまい運びだなというふうに感じました。実際、私はそのときに裁判員の位置からすると一番端っこにいるんで、そうすると、出てきて入ってそこへ座って、それから被告との関係なんかも相当気になったんですけども、うまいやり方でやっているなど。そういうふうな状況の中で質問が始まるわけで、非常によかったと私は思っております。

司会者

ありがとうございました。済みません、お待たせしまして。1番の方、どうだつたでしょうか。

1番

私は、お名前出してもよろしいんでしょうか(白川検察官の方に手を差し向けた。)。

司会者

白川検察官。

1番

白川さんだったんですね。それで、とても、本人がいらっしゃるからじゃないんですが、話し方がすごくすばらしかったんです。語りかけるような、時にはすごく優しくおっしゃって、時には結構厳しくおっしゃって、すごいなと思いました。とても雰囲気的にもよかったですし、もちろんいろいろパネルと、たしかモニターで映されたと思うんですが、そういうプレゼンもすごくお作りになっていましたし、女性の方が1人いらっしゃったかと思うんですが、その方も結構めり張りをつけて、時にはとても女性のほうが、かなり厳しくおっしゃっていたような気がしますが、特に白川さんもすごく、印象に残っているぐらい、とても優しさがにじみ出ていました。それで、そこに若干の厳しさがありました。そんな印象は、今でも残っています。余り、名前を出して申しわけございません。

司会者

女性の方というのは、女性の検察官が立ち会っておられたと、こういう意味ですね。

1番

はい。確かに、いらっしゃったと思うんです。

司会者

皆様、ありがとうございました。それでは、続きまして、弁護人の活動についての皆様の御感想を伺いたいと思います。弁護人の活動といいますと、やはり最初に冒頭陳述、弁護人の見方、プレゼンがあったと思います。それから、被告人質問あるいは証拠書類として、被告人が書いた反省文とかあるいは示談書というものがあったかもしれません。それから、いわゆる情状証人への質問というのもあったかもしれません。そして、最後に検察官の論告に続く弁論というもの、大体そんな順番で活動はなさっていたんじゃないかなと思います。この弁護人の活動について、分かりやすかったでしょうか、あるいはここは分かりづらかったとか、そういう御感想はございますか。いかがでしょうか。じゃ、再び7番の方、お願ひできますか。

7番

弁護人の説明も非常に分かりやすかったです。ただし、やっぱり検察官の方と比べると、プレゼン資料の準備不足だなというのは感じます。非常にプレゼン資料の内容が、弁護士のほうがアナログで、検察官のほうがデジタルなんで、その差は大きかったです。全体的には、非常に分かりやすかったです。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願ひいたします。

6番

私は、7番の方と同じ部分と、ちょっと真逆の部分もあるんですけども。この冒頭陳述にしろ、証拠書類の取調べにしろ、私の場合、弁護人の方が2人いたんですけども、プレゼン自体では、やっぱり準備不足だったんじゃないかなと、私自身も本当に感じました。話し方とかもあると思うんですけども、見ていく限り、内容の把握不足という言い方をすると、すごく失礼な言い方なんんですけども、きっちと全部準備を踏まえた上で裁判に挑むと思うんですけども、すごく何か検察官から比

べてしまうと、準備不足のような感じがしてしまって、どうも、確かにこちら側がこういうことをしてしまったんで、そのことに対して、私たちが弁護しているんですよということは分かるんだけれども、すごくあたふたしているような感じに見えてしまって、書類をごちょごちょ、ごちょごちょやっているような感じがしたので、何を言いたいのかなって、どういうふうに弁護してあげたいと思っているんだろうという部分で、ちょっと説明が分かりづらいなということもありました。一番最後の量刑のときも、その人、お二人とも多分優しい方なのかなという感じがするんですけども、話し方もあると思うんですが、説得力に欠けてしまうので、うまくもっと弁護してあげないと、もっともっと重くなってしまうんじゃないかなという感じの印象がちょっとありました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、いかがでしょうか。弁護人のほうの活動についての御感想を伺います。

5番

事件が事件でしたので、被告人に立ち直ってほしいなというのと、再度そういう事件を起こさないでほしいなという気持ちで、私はずっと臨んでいたんですが、その弁護人は分かりやすく、アナログではありましたけども、読まれる書類の文章なども非常に分かりやすくというか、引きつけるような文章だったと思います。だけど、分かりやすかったと言えば分かりやすかったし、引きつけるような魅力があったと、私は思いました。私が一時期、弁護士を目指そうかなと思ったことがあったんですが、もし私が弁護士になっていたら、あんなタイプだったろうななんていいう、ちょっと漫画チックなことも考えたりしました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、どうぞ。

4番

先ほど言ったとおり、話の内容は分かりやすいんですけども、弁護士さんてこう

いう形なのかなと、私は印象を持ったのは。それは確かに罪を犯した人を助けるのが、弁護士さんの役目であって、刑の重さを決めるのは裁判官であって、弁護士さんはどうにか軽くしたいと。できれば、温情を与えてほしいという弁護士さんの言葉があったんですけども、どこをもってそれを言っているのか、私にはちょっと理解できない点がありました。だから、弁護士さんも、中身をもうちょっと詳しく説明するような時間を設けてほしいなど、やっぱり思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方はいかがだったでしょうか。

3番

同じ事件ですけど、弁護士が3名出て、三者三様に取り方が皆さんあるんじゃないかなと思います。私、弁護人という方は、被告人を弁護するのが弁護人さんだと、簡単に言えば、そういういつも思っておるのですが、ちょうど2人の弁護士さんが出られたんです。最初の弁護人さんは、若い方でした。若い方というのは、どちらかといいますと淡々といいますか、率直に弁護されているなという感じ。そして、後からベテランの弁護人さんが登場されまして、これはすばらしいなと。やっぱり被告人の罪を少しでも、言い方悪いんですけど、軽くというその執念というんですか、考えがにじんでおられる、そういうふうな弁護人さんだと、そういうふうに思いました。私、感激しました。

司会者

ありがとうございました。それでは、2番の方、お願いいいたします。弁護人の活動についてでございます。

2番

弁護人は2人、若い方と、本当に若い方でした、この方は。それから、ベテランの方がいらして、どちらがメインでやるのかなと思ったら、若い方が中心で、この方は今はやりのタブレットというんですか、あれを見ながら、こういうふうにやるのかと。そうすると、さっきから出ているアナログとデジタルで言うならば、デジ

タルのあれになっているんだなと。万遺漏なくやっていました。それから、ベテランの方は全く違ったスタイルでやっていて、両極端だなと思っていました。私が感じたことを言いますと、私が携わった裁判員裁判で、元上司の方が更生の問題について触れてきたんです。大事な点を掘り起こしてきたなということで、派遣会社の要は実際実権を握っている人でしょう。その人が、彼が出てきたら、引き受けますということをおっしゃったわけです。それが、ここまで引っ張り出してくるんだったら、もうちょっと強く言えば、量刑の段階でもうちょっと違った結果が出たんじゃないかと思うような状況です。その辺は少し、状況をつくるところまではよかつたんだけど、物足りなく、裁判員としては、本当にこの人を絶対に引き受けるという気持ちで来ているのか、ただ頼まれて来ているのかという部分、力の入れ方が少し弱かったんじゃないかなという気がしました。しかし、弁護人はしっかりやっていたと、私は思います。

司会者

ありがとうございます。では、最後に1番の方、弁護人の活動についてお願ひいたします。

1番

弁護人の方は2人いらっしゃったと思うんですが、プレゼンは結構しっかりといると思うんです。ただ、今思っても余り印象に残っていないんです、弁護人の方の。だから、割とクールだったのかなと思ったり、すごい訴える熱意みたいのが、余り伝わってこなかった気がするんです。そういう意味でいくと、何かあっさりしたという感じがしました。ですから、それがいいことなのか悪いことなのかは、ちょっとわかりませんが、今も弁護人の方のいろんなことが、印象として残っていなことです。それが私の感想です。

司会者

1番の方の事件で、弁護人側の証人として、お医者さんが出てこられたと思うんです。

1番

はい、精神の。

司会者

精神科医だったと思うんですが、その方に対する弁護人の尋問は何か印象に残っているなとか、その点はどうでしょうか。

1番

確か、大学の教授の方だと思うんですが、その方の御意見は分かるんですが、余り弁護人の方がどうしたのかというのが、印象に残っていないですね。ですから、お顔は覚えているんですけども、余り印象に残っていないというのが、率直な意見です。

司会者

どうもありがとうございました。ここで、皆様、担当された事件について、この人の話を直接証人として聞いたらよかったですのかいう、思い当たる方いらっしゃいますか。先ほど2番の方は、確かに被害者の方が出てきて、こんなことがあるんだなと思ったという御感想がありましたけど、こういう人が証人で出てきたらよかったです、要するに供述調書で読むんじゃなくて、証人で呼ばれたら、我々の理解は進んだだろくなとか、そういう意識で何か御感想ございましたらお願ひいたします。

2番の方、お願いします。

2番

どうもこういう場面慣れていなくて、舌足らずの表現になっていて、補足しなきやいけないと思うんですけども、弁護人が元上司を証人として出してきたわけですよね。それで、社会復帰の部分を。私は、やっぱり裁判の一番大きな目的というのは、もちろん被害者に対する贖罪ということもあるんですけども、その人間がどうやって立ち直っていくかという部分は、一番大きな部分としてあると思うんです。ですから、そのときに、それ以上の人はいないんですけども、もっと突っ込んで、どういうふうな更生の手法があるんだとか、どこまで責任を持てる、あなた、本当

に責任を持つつもりで出てきているのかというところまでいって、持ちますという、そういう力強さみたいなもの、そこまでいっていないんです。呼んできて、本人が何とかしますという程度に言わせている。その辺が、どう言うんでしょう。難しいのかもしれないんだけども、弁護側がもっとやるべきではなかったのかなという感想。もっと聞きたいという意味はあったんです、その中に。身元引受人というんでしょうか、それがちょっと物足りなかった部分がありました。

司会者

ほかの方どうでしょう、何か。どうぞ、1番の方。

1番

私も、この人の直接話を聞きたかったというのは、たしか被告人のおばさまが、お母さんのお姉さんか妹さんかがいらして、その方が直接来れなかつたということがあつて、かなり被告人も、その方を頼りにしているようなところがあつたんです。その方の話を聞きたかったなど。おばさまという方ですね。やはり本人が将来更生するためには、かなりその方が必要じゃないかな、その方を頼るしかなかつたんじゃないかなという印象を受けましたので、その方の話を聞けなかつたのは、ちょっと残念だったかなと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょう。では、6番の方、お願ひします。

6番

私の案件は、被害者の方はいらっしゃていなかつたんですけども、書類上では示談が成立していますとか、更生してほしいとか、頑張ってほしいというのは、書面上ではすごく伝わつて分かつたんですけども、良くも悪くも、被害に遭つたわけだから、その場に立つてもっとそのときの状況を、書面ではもう聞いているので、重複はしてしまうんだけども、それを声として聞いてみたかったということと。あと、そこまで被告人に対して、もう示談成立しているし、頑張ってください、これからは、もうこういうことを二度と繰り返さないでくださいというようなことを言

っているんであれば、その場に立っていただければ、もっと被告人の方にもそれが伝わるので、その方の事情はあると思うんですけども、その方自身の話をもうちょっと聞いてみたかったなというふうには思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。ではここで、現職の検察官、弁護士に、経験者に対して御質問等ございましたら、お願ひしたいと思います。まず、白川検察官、どうぞ。

白川検察官

検察官としてお尋ねしたいのは、検察官の立証ですか、説明ですか、証拠の調べ方ですか、それについて、これは直したほうがいいとか、これはちょっと耳ざわりだったとか、そういう点について、是非ともこれはお尋ねしたいと思います。どうしても我々としては、一生懸命やっているつもりではあるんですけども、自分じゃ気づかないという点がありますので、是非これをお聞きしたいと思って今日参りましたんで、お聞かせいただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。全体的に検察官の活動は分かりやすかったという御意見があったんですけど、ここはやっぱりどうだろうかとかいうことがあれば、この際ですので、御指摘賜ればと思いますが。それでは、6番の方、どうぞ。

6番

裁判終了してから月日がたったもので、明確なことは私も忘れてしまったんですけども、証拠として、駐車場で起きたことなので、この角度からこういう形に事件が起きましたという形で言っていたんですけども、その写真の枚数というわけじゃないんですけども、一定の方向からしか、証拠の写真がなかったので、いろんな方角からとか、見た目の違う部分ですか、見方によってはこういう見方、でもこっち側から見るとこういう見方というのと同じように、一方の方向だけの写真ではなくて、いろんな方向から書類とかも、証拠というのをもっとそろえたほうが、相手を追い込むという言い方は失礼なんんですけども、被告人に対して、あなたはここから

こういうことをやったんですよという形で、説得力があるんじゃないかなと思いました。以上です。

司会者

6番の方、この事件は、要するに被告人が追跡を受けていて、自分がもう自動車の運転席に座っていたわけですよね。車の前に立ち塞がっていた人がいたのに、車を発進させてしまったと、こういう事件だったと思うんですが、恐らく6番の方がおっしゃっているのは、その被告人の車と被害者の方の立ち位置とか、どういう形でどんどん進んでいって転倒してしまったのかとか、それについての写真がよく分からなかつた、あるいは一面的で、もっと工夫すればいいのにと、こういうことでしょうか。

6番

はい。要するに、白い紙に何メートル、何メートルというのは、その世界の方たちが見ればわかるんでしょうけども、私たち、本当に素人の裁判員からすると、じやあ一番最初にここにこういう人がいて、ここに車があつて、何メートル。こういうときにこういうけがを負いましたとか、こういう思いをしましたと言われたとしても、余り何か実感は、どちらにしろ実感は湧かないんでしょうけども、もっと写真とかのほうが、一番最初ここからスタートしました。そこの部分でしか写真を見ていなかつたもので、この位置から、この位置からと、お人形でも何でもいいと思うんですけども、もっとそういう形にしたほうがわかるんじゃないかなという印象を強く思いました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方。じゃ、2番の方、お願ひします。

2番

検察官に立証責任があるわけですよね。私が関わったこれですと、その犯行がどの程度悪質であったかということが、結局写真がちょっと少なかつたですね。そのとき、今、思い出しながらしゃべっているんですけども、左大腿部打撲の傷害を負

わせたというふうなことを検察官の方が主張されて、これが悪質という部分。もみ合いで、左大腿部云々という。ところが、写真が弱かったんじゃないですか。後でどう見ても、そのときのものだと思えないと。ですから、結果的に判決のときにも、それが出てきたと思うんですけど、それがそのときについたかどうか立証できないと。あそこで余りその問題にこだわらずにやっておいたほうがよかつたんじやないか。そういう感想です。

司会者

ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。白川検察官、もうよろしいでしょうか。

白川検察官

どうもありがとうございました。

司会者

では、木村弁護士のほう、よろしくお願ひします。

木村弁護士

弁護士の木村です。余り評判よくないようなのですが、弁護人の反対尋問が主だったようですから、主尋問になりましょうか、いずれにしても時間は慌てていなかつたでしょうか。これは足りないから、急いでやろうというような、あるいはもっと突っ込めばいいものを、何であんなに次の論点に移ったんだろうというような、そういう追われているようなところはありませんでしたでしょうか。それと、先ほど来、いい指摘をなさっていて、弁護人の足りないところの御指摘何点かございましたが、裁判員から補充質問をしようという、これはできるわけなんですけれども、それがちょっとやらなくてもいいと、あるいはやられた方おられるかもしれませんけれども、補充質問についてどういうふうに対応されたんでしょうか。その2点をお聞きできればと思います。

司会者

まず、1点目のほうですけれども、皆様の事件ですと、例えば6番、7番の方は、

情状証人でお父さんが出てきたんだと思います。被告人のお父さん。それから、3番から5番の方もお父さんが情状証人で出てきたと。2番の方、さっきは上司の方ですかね。元上司の方が出てきたんですかね。

2番

はい。

司会者

1番の方はお医者さんが出てきて、あと被告人質問だけという状態だったと思うんですが、情状証人と言われているもの、身内の方とか元の上司、それについての弁護士さんの質問が、時間が足りなかつたという印象は受けましたか；それとも時間は十分あって、淡々と質問していたという印象だったか、その点はどうだったでしょうか。ちょっと御発言いただければと思います。どうぞ、2番の方。

2番

2番です。先ほどちょっと申し上げましたけども、元上司が出てきたわけです。それ以外に裁判員が非常に注目したのは、さっきからちらっちらっと出てくるんですが、示談の問題。示談というものが、そこら辺で刑事裁判で出てくるということが、みんな想定していないです、そこにいる裁判員は。えつ、示談があるのなんていうところから、それから聞きました。いろんな判例で、これが何でこういう量刑になるんだというようなことで、裁判官の方にいろいろ質問して、示談がついているかついていないかで随分違うということが分かりました。そのときに、我々が担当している事件の被告人は、示談できないんだろうかという質問が出まして、そうしたら、家族が拒否していると、みんながもう勘当だというふうに言っていると。これで、ああ、この人は示談できないんだ。何で彼が家族から拒否されているのか。どこかで、おまえ、勝手に生きろというふうな状態になっているのか。底辺にはいつもばっているような状況の被告だったわけです。だけど、彼がそうなった家庭環境というのがあるじゃないか、家庭環境にもうちょっと焦点を当てたら、攻めてられなかつたんです。証言も何も、それから情状酌量してほしいとかいう意見も何

も出ていないんですけども、もうちょっと弁護人側が、あの辺をやれるんじゃないのかなという思いがありました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。弁護士さんの尋問について、何か御感想等ありますか。あと、もう一つの木村弁護士のおっしゃった補充質問というのは、これは弁護人の情状証人や何かをやっていて、補充質問をやろうとか、ここを確かめようという意欲が湧いたかどうかという関係のお尋ねだったと理解してよろしいでしょうか。

木村弁護士

はい。

司会者

では、そのようなことで、弁護側が申請した証人について、皆様の中から聞いてみたいなとか、これ確認してみたいなという気持ちが湧き起こったというか、そういうような印象はございましたか。今、2番の方は、そういう観点がちょっと興味があったということをおっしゃっていただきましたが、ほかの方はどうだったでしょうか。何か御記憶ありますか。では、2番の方、お願ひします。

2番

補充質問という、上から質問するのは難しいです。補充質問しなくとも、その背景を裁判員に訴えることができれば、弁護になっているんじゃないでしょうか。そんな感じを私は受けました。大きな、いろんなことをぐだぐだ言わなくとも、彼がそこへ追い込まれていった状況があるんだなということを、浮き彫りにすることができたら、弁護とすれば成功だと思うんです。ですから、私は、こちらがそれを聞くわけにいきませんから、そういうことを感じさせてくれればということを言外に込めて、先ほど申し上げたんですけども、ちょっと難しい言い方ですね。そんなところです。

木村弁護士

じゃあ、それに関連して、もう一つ。この7名の方は、補充質問された方いらっしゃいますか、あるいは同じ法廷で、ほかの裁判員の方で補充質問された方はいらっしゃいますか。

司会者

補充質問というのは、裁判員の方が証人あるいは被告人に対して直接聞かれるのが補充質問ということになります。聞かれた経験がある方、ちょっと挙手をお願いします。1番、2番、3番……全員ですね。全員聞かれた経験があるということでした。ありがとうございました。ちょっとお時間が迫ってきましたので、次の話題に移させていただいてよろしいでしょうか。今度は法廷での審理が終わりましたら、評議と言われるものに入るわけです。話合いをするということあります。若干守秘義務の問題がございますので、ちょっとその点は御配慮いただいてお尋ねをします。そういう意味で、抽象的なお答えをいただくことになるかと思うんですけれども、評議は話しやすい雰囲気だったでしょうか。また、十分な議論というものはできたでしょうか。今から振り返って、御感想をいただければありがたいと思います。1番の方からお願ひします。

1番

話しやすい雰囲気でした。それで、こちらの裁判官の方が誘導するようなというところは一切ございません。雰囲気的に、いろんな職業の方がいらっしゃいましたので、世間話のようなことから、本当に人生経験が、ごくいろんなことを経験されている方がいらっしゃいましたので、裁判官の方は、逆にそれを聞いているような感じで、評議をするのに別に不謹慎なわけではないんですけど、雰囲気としては、とても本当にいろんな意見が出まして、いろいろ今思っても、とりあえずいろんな世間話とかから判断してとか、自分の人生から判断してとか、そういう御意見であったような気がします。私自身も、そういう中からお話をしたように思います。ですから、雰囲気は大変良かったです。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方、いかがだったでしょうか。

2番

話しやすい雰囲気でした。それから、十分な議論が大体できたと思います。それから、裁判官が裁判員を誘導していると感じませんでした。これは逆でした。少し物足りない。物足りないという言い方ではないですね。遠慮しているなど。私、最後に申し上げました、それは。随分、裁判官の方は、自制されているなというふうな感じを受けました。聞いたら、全部答えてくれるんです。それはこうですか、ああですかと聞いたら、こうですというふうなこと。

司会者

それでは、3番の方、お願ひいたします。

3番

私が裁判員を務めさせてもらったのは、事件が事件ということで、裁判長さんが、和やかな雰囲気を一生懸命作っていただいたんですけども、なかなか皆さんの意見がまとまるということには簡単にはなりませんでした。私も冒頭で申し上げたと思うんですけども、自分の娘が3人、そういう思いというか気持ちが、どうしても頭の中に入ってしまって、いろんな証拠を見せられて、生々しい、見ても見られない証拠を見せられて、大変な時間をかけて結論を出した記憶がございます。以上です。

司会者

ありがとうございました。いわゆる性犯罪事件についての雰囲気、皆さんのお気持ちが非常に落ち込むことがあるということの御指摘だと理解しております。それでは、4番の方、お願ひいたします。

4番

最初の1日目に、裁判長のほうからいろんな説明を受けて、話の内容もある程度分かって、それから短時間のうちに法廷に行かれたわけです。そのときに、何を聞いていたか、丸つきりその1日目は頭がほとんどぼうっとしていて、緊張して、そ

ういうところに座ったことがないものですから、そういうあれで。ただ、1日目が終わって、2日目、3日目になったときには、内容を大分理解できるようになってきて、裁判長が細かく説明を、私のちょうど隣だったものですから、細かく説明をしてくださって、最後の日に刑をどういうふうにするかということで、結果的には、そういう刑が出たんですけども、私たちに対しては、裁判長の方はかなり親身になって話をしてくれたという、それはありました。以上です。

司会者

それでは、5番の方、お願いします。評議の雰囲気あるいは議論が十分できたかという観点であります。

5番

3点ですね。話しやすい雰囲気は、初めはちょっと堅苦しかったんですけど、すぐ、事件が事件で緊張するというか、真剣に考えるんですが、何というんでしうね、なじみやすい、なじみやすくないか。そういう雰囲気でしたけども、取っ付きにくい雰囲気の事件でしたけども、話は話しやすい雰囲気に、裁判長のリードだったと思うんですが、つられて話しやすい雰囲気ができました。十分な議論、あれ以上時間かけても、なかなか結論らしいものは出てこないんじゃないかなと思うぐらいな、十分な議論だったと思います。3番目の誘導云々というよりも、我々は分からぬわけですから、どのぐらいの量刑にしていいかということを問われていくんですけど、統計的にはこういうものがあります、ああいうものがありますという形で出されてくると、あ、そういうものかという形で、それを参考にしながらやったことが、誘導とは考えたくはありませんし、そういうものに従って、統計的な過去のデータを統計すると、こういう状態になっていますよという説明を受けると、それに従つていったという、それに則つていったということです。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、どうぞ。

6番

1番の話しやすい雰囲気というのは、とても本当に話しやすくて、一番最初はかしこまったような感じ、自分自身も身構えていたというのはあったんですけども、とても話しやすくて、私自身含めて、意見をとても言ってくださる裁判員の方が多かったので、評議の時間も、最初予定表を配られたときは、こんなに話し合いをするのかなと思っていたんですけども、本当に隅の隅まで議論し合って話し合いをして、あっという間に時間が過ぎてしまったというぐらいに、120パーセントぐらい話し合えたんじゃないかなというぐらいの満足感というか、本当に親身にその事件についての話し合いができたなという実感はあります。3番の裁判官が裁判員を誘導している感じの場面はありましたかというの、全くそれはなくて、裁判官の方々は本当に知識は豊富で、私たちには全然分からぬ状態なんんですけども、逆に裁判員と同じようなポジションに立ってくださるような感じで話を聞いてくれて、むしろこっち側が言いたいことがうまくまとまらないときとかでも、こういうことを言いたいのですかとか、こういう感じですよねという感じで聞いてくださるので、すごく自分自身含めて、ほかの裁判員の方の話を、とても親身に聞いてくださっているんだなということで、すごく話しやすかったという雰囲気はあります。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願ひいたします。

7番

評議の問題点、まず話しやすい雰囲気でしたかといったら、これは即答で、はいですね。やはり裁判長は非常に気を使ってくれまして、周りに気配りしているんなど全員の意見を集約して聞いていただいた。非常にこれは、はいです。そして、十分な論議ができましたか。これも、先ほどの6番の方と一緒になんですが、120パーセントできたと思っております、私は。3番目の裁判官が裁判員を誘導していると感じる場面はありましたかということで、これはないですね。先ほど何番かの方が言っていたんですけども、逆に遠慮しているかなというのがあります。あと、専門用語の解説とかも、非常に裁判官の方たちはうまくて、我々素人が聞いていて

も、非常にわかりやすかったという印象持っています。以上です。

司会者

1番のこと、2番のこと、3番のことと経験者の方がおっしゃったのは、事前に質問事項をお渡ししていて、その中の1つ目に、評議は話しやすい雰囲気でしたか、2つ目が、十分な議論はできましたか、3つ目が、裁判官による誘導は感じられましたかと、このような話題をさせてくださいということでお配りしたので、それが3番目とか2番目とおっしゃっていると、こういう意味だと思います。寺尾裁判官のほうで、何か御感想なりお尋ねになりたいことがありましたら、どうぞ。

寺尾裁判官

今、評議のことで2番の方とか5番の方とか、量刑の資料についてのお話をされて、恐らくどの事件でも、どこかの段階で裁判体のほうからは、そういった資料を示しているのではないかと思うんですけども、そういった量刑の過去の資料について示されたこと、示され方、説明の仕方について、何か御意見等が、ほかの方もありましたら、もしかしたら、そういう過去の例に何か従わなければならないような雰囲気でちょっと不満があったとか、あるいはもっと詳しく説明してほしかったとか、何か感じるところがありましたら、御意見を聞かせていただければと思います。

2番

こちらのほうからお願ひして、こうこうこういうような条件でどうですかというふうにお願いすると、そのデータがぽんと出てきて、それに関係するデータは、この3つの裁判ですかねということで出てくるわけです。それでみんなが質問していく。正直なところ、私なんかはついていかれないんです。そのグラフを見せられて、こうですとなると、そうしなきやいけないんじゃないかなみたいな感じになるんですけど。私、感じたのは、質問している側は、今の若い人は違うなと思ったのは、逆にそれだったらこうだろうというふうな、それに引っ張られないぞというのが前提みたいになっているんです。それは、そういう判例はあるんだろうけども、ここは

違うんだと。ですから、これはある意味で健全なんじゃないでしょうか。こちらが資料を求めて出してくる。だけど、それには別にこだわらない。自分の考え方をまとめるための一つの資料にすぎないということが、今の若い人、特にパソコンをいじっている人は、できているんだなど。だから、あれはどんどん出していけば、若い人なんかはいろんな、あそこでしか経験って積まれないんです。たった1回の裁判に裁判員として参加しているんですけども、そこ出てくる量は、それ以外の何十件からのものを見られるわけですから、世の中ってこんなふうに動いているんだなというふうなことを感じる場面でもあるような気がします。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願ひします。

6番

今、ちょっと若い方、若い方と、私も若い方に入らないと思うんですけども、いろんな話を伺っていて、まず私の案件は、この次の評議のときには、表とかグラフをお見せしますよという形で準備してくださったんですけども、私の考えとしては、本当にそれを見せられたところで、誘導されているというんでなくて、私たちは本当に裁判の素人であって、いざ量刑を決めますというときに、どういうふうにしたらいいんだろう。そういうことが一番最初にぽんと、そんなに勝手に、よく無期懲役とか求刑が何年とか聞くけれども、果たしてどれが一番この事件に対して、本当にちょうどいいという言い方も変なんですけども、適した量刑であるかということを判断するに当たっての、表とかグラフを準備してくださって見せてくださるので、ほかの方も多分目を通したんでしょうけれども、私もこの事件に対しては、このグラフの中の何番と何番が身近な事件ですよ、案件ですよと言われて見せていただいたんですけども、でも私は別にそれだけではなく、もちろん例えば30番まであったとしたら、全部を目を通して、こういうところはこう。例えば1番が値したとしても、2番は値していないても、この部分だけはちょっとここに値するんじゃないかなという形で見て、そういうことの面では、全く本当に無知な状態で参加してい

るんだけれども、きちっとした本当に適切な量刑を皆さんと話し合って出すという部分では、とてもいいグラフとかを提示していただいて、私は本当に分かりやすかったと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。多分、いわゆる量刑グラフと言われているものは、共通のものとして弁護人も検察官も見ている、最高裁の検索システムというものなんです。恐らく裁判体のほうからは、これはあくまでも過去の資料であって、それについての説明も十分とは言えないものだし、国民の代表者である皆さんに拘束される必要は全くない。でも、見なければ、やっぱり参考資料がなければ、なかなかお考えがまとまらないだろうから、あくまで参考のためにお見せしますよと、そういう趣旨の説明があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。そういうものがありましたか。

1番

ありました。

2番

ありました。

司会者

そうすると、3番から5番までの方、そんな説明ありました。

3番、4番、5番

ありました。

司会者

全員の事件であったんですね。今、お話を伺った限りでは、やっぱりないよりもあったほうがいい、あるいは御意見として、それに全部従って、似たもの探ししていたわけじゃないというお話を伺えたと思いますが、そういうことでよろしかったですか。では、ちょっと押し詰りましたけど、裁判員を経験されての御負担ということで、端的に伺いたいのは、守秘義務であります。この守秘義務、今はもう皆さ

ん職を離れたわけですけど、重荷ですか。これ、重荷に感じられている方いらっしゃったら、ちょっと挙手をお願いできますか。

(挙手者なし)

司会者

じゃあ、逆に聞きます。この守秘義務というものは、あるのはちゃんとわかっているけど、重荷に感じていないよという方は、どれぐらいいらっしゃいます。ちょっと、まず挙手をお願いできます。余り重荷に感じていないという方、どれぐらいいらっしゃいますか。7人中6人が手を挙げられた。では、済みません。御指名して申しわけない。3番の方は、どちらでもないということかもしれませんが、ちょっと守秘義務についてお感じになっていることをお話しいただけないでしょうか。

3番、

裁判の公正や信頼を確保するということが守秘義務かなと、私も思っているんです。評議の席で述べた意見やその経過が明らかにされると、後で批判されたりということで、なかなかこのときに述べた意見が、自分で守れないといけない。そういうふうな気持ちは、やっぱりどこか自分の気持ちの中に持っているんです。ちょっと重荷かなという感じであります。また、プライバシーの保護、それをしっかりとしないかないと、その他で何というんですか、お礼参りじゃないですけれども、そういうことでほかの人からいろんなことで意見というか、聞かれたり言われたりすることが、守秘義務がちょっと重いかなというふうに感じております。以上です。

司会者

2番の方、どうぞ。

2番

守秘義務というのは、余り強調、どうだ、どうだと言わなきやいけないようなものにすることが、よくないように私は感じております。裁判が終わりまして帰るときに、裁判長に聞きました。これは、私、帰って、例えば孫が大学へ入って、法学

部へ入ったんだけど、この連中にどの程度話すればいいですかね。どんどんしゃべってくださいと。こういうふうに運ばれたよということは、どんどんしゃべってくださいと。家族でしょ。ですから、私は家族の中では、これはおおらかにしゃべっています。ですが、私が参加した裁判はもう終わったわけで、そこから一歩も出ないという、どういうんでしょう。しゃべる気もないです、そのことについて。しかし、一般社会の中では、俺は裁判員になったぞということを、一生懸命に言う人もいるんです。ですから、あそこで裁判員になったということを強調しなくてもいいだろうになということを、同じ町内でいます。ですから、それはどこら辺でしょうね。私も、この会合そのものが、一緒に問題を考えて、そしてよりいい裁判員制度の裁判を進めていこうという趣旨だから、しゃべっているんですけども。余りにもプライバシーの侵害だとか、個人情報の漏洩とかいうことと、裁判員制度のこの裁判員の守秘義務というのを、線を引いたりああして、これがああだというふうなことを言わなくなるような社会になってほしいなという気がします。

司会者

ありがとうございました。3番の方、どうぞ。

3番

裁判員制度というのは、分かっていても正しく理解されていない人が、たくさんいるんじゃないかと思うんです。私のこの年齢からいって、友人、知人、そして会社の若い人たちが、どういうふうにこの裁判員制度の説明を正しく伝えていくか、話していくか。だから、選ばれたら辞退することなく、私たちの良識に基づいて、自信を持って裁判に出てくださいと。そういう言い方を、私は今しているんですけども、なかなか守秘義務等いろんなことを聞かれるんですけども、裁判員になっても、それは皆さんに話してもいいんですよ。仕事の関係でほかに替わってもらう人がいるですから、必要なわけですから、それはいいんですよと。そういうふうな形で、若い人に私は今話しております。以上です。

司会者

ありがとうございました。ほかに御負担に感じていることってござりますか。裁判員をやった後で、守秘義務以外で。まず5番の方からお願ひしましょう。

5番

負担に感じるんではなくて、むしろ負担を感じなくなりました。というのは、守秘義務って、個人情報と並べてよく言われますけれども、裁判員制度の裁判員裁判の守秘義務というのは、私がタッチした案件の内容がこうであって、こういう被告がいて、こういう事件で、そして結果、こういう罪を負ったよと。そんなことをしゃべることが、守秘義務に反することであって、私がこういうことを珍しく選ばれちゃったよ。これはどうやって断ろうかと思ったけど、やってみておもしろかったよということは、今は学生時代の同級生の集まり、高校の同級生の集まり、近隣の言ってみれば、私、ボランティア活動やっていますけど、そういう中での集まりには、大いに宣伝するほどありませんが、いや、実は昨年こういうことを初めて経験しましたということは、裁判長もそれは大いにしゃべってください、大いに宣伝してくださいよと。ただし、個人情報、守秘義務は、理性に則ってちゃんと心得てくださいねということが、頭にしっかりと残っていますので、そういう形でどんどん、戸惑っている人もいるでしょうから、裁判員制度、こんなに世の中に制度ができる、おもしろいあるいは新しい制度で進められていますよということは、そういう意味でしゃべっています。その中に守秘義務は絶対心得てしゃべっていますから、それはそれでいいんじゃないかなと思っていますから、負担云々はむしろなくなった。以前は、わけも分かんない負担を自分で感じていましたけども、今は逆です。負担をなくしましたです。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方、お願ひします。

7番

この守秘義務についてじゃないんですが、全く違う話なんですけども、私が被告人と同じ住所だったんで、1日目の帰り、2日目の朝、3日日の帰りと、3回会っ

たんです。それなんで、もし選ばれたときに、もし同じ住所のときは、何か会わないような配慮というのを、裁判所にしていただけたらありがたいなと思います。かなりリアルに、1日の帰りには父親とその被告人がぐったりして帰っていた。3日目は、ちょっと落ち着いた顔していたと。表情まで分かってしまいますので、その辺の配慮があるとうれしいなと思います。以上です。

司会者

7番の方のケースは、被告人が保釈中だったために、自宅と裁判員の方、同じ方向の交通ルートになる可能性が出てくるケースなので、おっしゃっていると思います。住所というのは、同じ市町村区ということでの同じ方向ということをおっしゃったんだと思いますが、それでよろしかったですか。

7番

そうです。はい。

司会者

ほかに御負担に感じることございますか。もしもなければ、お時間がちょうど来てしまいましたけれども、木村弁護士あるいは白川検察官のほうで、何かお尋ねになりたいこと等ございますか。

木村弁護士

いろいろお聞きして、そういうことがあるのかという、今まで考えないような、いいお話を伺えたんですが、もう一度やるという通知が来たときには、皆さんどうされますか。もういいと。もういいということにはできるんですね、辞退になりますから、5年間。どうですか。

司会者

じゃあ、もう一度やってみたいという方、举手をお願いします。7人中6人の方ということでしょうか。じゃあ、恐れ入ります。残った7番の方、どういうお気持ちかお話しください。

7番

実は、今木村先生がおっしゃったみたいな事態が起きまして、裁判員裁判に選ばれて、その裁判期間中にもう一回来まして、裁判所から呼び出しが。さすがに2か月連続ということで、これは断りました、私も。これは断れるのかと、はがき見ましたら、断れると書いてあったんで、断りました。ただし、またちょっと期間が3年ぐらい空けば、もう一回やってもいいかなと思っております。以上です。

5番

私も、それ、間違えたはがきがきました。

司会者

間違えたというか、皆様が裁判員、補充裁判員に選ばれますと、あるいは選任手続に御出席されると、その時点でこの名簿からは削除されるわけです。ただ、その選ばれるまでに、ほかの事件でも選ばれてしまうというのは、くじ引きですので、あり得るわけです。それがダブってしまう原因なんです。皆様が裁判員をお務めになった後は、ちゃんと名簿から削除されますので、それ以降はくじには当たらない。ですから、皆様の場合だと、平成23年の11月ぐらいに裁判員候補者になりましたという通知があったと思います。それから向こう1年間、名簿登載があって選ばれたわけです。ですので、その次に昨年の11月発送の名簿に載っているかというと、載ることはあり得るんですけども、ただそのときは、さっき木村弁護士がおっしゃったように、辞退することができると。これこれの裁判員務めましたと、辞退しますとおっしゃれば、できること。向こう5年間はそれができますよと、こういう意味でなんです。

2番

選ばれたいと思っているわけじゃないんです。今度やったら、やっぱりもっといい判断ができるんじゃないかという意味で申し上げているんで、これは本当言えば、ほかの人たちにやってもらいたいと思います。ですから、私はもう77歳ですから、十分認知症にならない限り、やろうと思ったらできるだらうけども、次の世代に譲りたいです。そんな気持ちです。

司会者

ありがとうございました。では、マスコミの方、何かお尋ねになりたい方がいらっしゃれば、どうぞ。ございますか。

埼玉新聞記者

埼玉新聞です。今日は、どうもありがとうございました。まず、ちょっと皆さん、挙手で答えていただきたいんですが、今まで裁判官の人だけでやる裁判の判決等を、例えばニュースで見たりとか聞いたりして、そのときに例えば自分の感覚、市民の感覚としての自分の感覚とズレているなと感じることがありましたでしょうか、それともそういうことはなかったでしょうか。あった方は、どのぐらいいますでしょうか。

(2番、3番、4番が挙手)

埼玉新聞記者

3人の方ですね。あと、今回、裁判員を務められて、自分なりに市民の感覚を判決に反映できたんじゃないかと感じた方は、何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

(裁判員経験者全員が挙手)

埼玉新聞記者

皆さんですね。じゃあ、ちょっと2、3、4番の3人の方にお伺いしたいですが、今まで裁判官だけの裁判には、自分の市民としての感覚と違うなということがあったけど、自分が参加して、その感覚を生かせたということですね、お三方は。その辺を、今までどの辺が、裁判官だけの裁判では反映されていないなと思っていたけど、どういうふうに反映できたんだと感じているかという部分を、2、3、4番の方に一言ずついただきたいんですが、お願いします。

2番

新聞で見る判決の量刑が、ちょっと違うなと思うのは、思ったときに、やっぱりこれは裏があるなという考え方になりました。というのは、絶対に単なる1遍の、

例えば10年とか15年とかいうんじやなしに、10年とか15年になるには、こういう何かあるぞと。しかし、それは新聞に載らないと思うんです。そういうものが、やっぱり裁判という世界にはあるんだというふうに感じました。ですから、これは間違っておるよということで、切り捨てるわけにいかんものがあるというふうな感想です。

埼玉新聞記者

そうしますと、2番さん、裁判員を経験したので、そういう判決なり理由が理解できるようになったと、そういう意味ですね。

2番

そういう意味です。

埼玉新聞記者

わかりました。3番さん。

3番

今までの裁判員が入らない裁判官さんだけの裁判ですと、前例であるとか、判例であるとか、まずそこから第一に入りますけれども、一般の我々市民が入ったときは、まず市民の我々の感情、これが先に入ってくるんじゃないかな。その辺の違いで、私はよかったですなと思います。

埼玉新聞記者

ありがとうございます。

4番

これに参加したことについて、今までではテレビとか新聞、いろいろ見ないあつたので、この裁判員制度に携わって、自分自身でもよかったです。私、新聞とか取っているんですが、余り目を通さない人間なもんですから、できれば新聞のそういう記録を、これからも見て、この次の裁判員に選ばれたときには、またそれを役立てるような考えでいきたいと思います。以上です。

埼玉新聞記者

裁判官の方だけの裁判と自分の感覚と、ずれないと感じることがあったという
ことで手を挙げていたと思うんですが、それはどの辺のことでしょうか。

4番

それは、私は素人ですので、だから裁判官が考えていることと私の考えていることの、育ってきた時間差とか環境が違うということで、考え方方がやっぱり、私たちは極端にそれを受けとめてしまうものですから、裁判官から言われるまでは、その内容とか理解できないわけです。そういう点で、やっぱりもっと理解すべき点が、私たち一般人には必要ではないかと思われました。

埼玉新聞記者

ありがとうございます。

司会者

それでは、長時間、皆様、本日は大変お忙しい中ありがとうございました。さいたま地裁主催によるこの意見交換会に御出席いただきまして、2時間余りの時間ですけれども、皆様一人ずつが熱心に御意見をおっしゃっていただいたこと、またそれぞれの経験が皆様の心の中にしっかりと根付いて残っておられるということを感じることができて、私自身も大変うれしく思いました。どうも御協力ありがとうございました。それでは、これで意見交換会を終了させていただきます。